

民間資金等活用事業推進委員会  
第33回計画部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第33回計画部会  
議事次第

令和5年3月10日（金）10:00～  
オンライン開催

1 開会

2 議事

- (1) PPP／PFI事業の実施状況について
- (2) アクションプラン（令和4年改定版）のフォローアップについて
- (3) アクションプラン（令和5年改定版）の方向性について

3 閉会

<配付資料>

- 資料1 PPP／PFI事業の実施状況
- 資料2 アクションプラン（令和4年改定版）フォローアップ
- 資料3 アクションプラン（令和5年改定版）の方向性（案）
- 参考資料1 PPP／PFI事業の実施状況に関する参考資料
- 参考資料2 制度・運用改善に関する要望と対応方針
- 参考資料3 PPP／PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）に掲げる  
具体的取組の進捗状況
- 参考資料4 PPP／PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）に掲げる  
具体的取組の進捗状況（重点分野）
- 参考資料5 計画部会構成員名簿
- 参考資料6 PFIの推進体制

○田村参事官 定刻でございますので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第33回計画部会」を開催させていただきたいと思っております。

事務局で参事官を務めます田村と申します。よろしくお願いいたします。

本日もお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

最初に、当推進室の室長であります審議官の英より一言御挨拶を申し上げます。

○英審議官 内閣府のPFI推進室長の英でございます。今日はお忙しい中、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

PFIでございますけれども、昨年6月に10年ぶりのアクションプランの大きな改正を行いまして、10年間で30兆円という大きな目標を立てて、それに必要な施策を決めていったところでございます。

その後、急ぎで法律上の手当てをすべき事柄について、早急に手当てしようということでもPFI推進機構の期限の延長ですとか、それから、コンセッションに係る実施方針の事後的な変更手続の創設ですとか、PFI推進機構の金融機関等に対してのコンサル機能の手当てですとか、こういったことを急ぎ手当てすることにいたしまして、昨年9月に、この計画部会の親委員会であるPFI推進委員会にお諮りした後に、10月に法案の形で閣議決定して、11月に衆議院、12月に参議院ということで審議をいただきました。それで昨年年末に交付ということで、おかげさまで急ぎやるべきことについては、法律の手当てをさせていただくことができました。

ただ、また時間もたっておりまして、今回、この法改正に伴ういろいろな規定類の改正もあるのですけれども、6月ぐらいになると思いますが、それぐらいを目標にアクションプランを見直していくことを手当てしなければいけない状態になっております。

ですから、今日の委員会では最近のPPP/PFIの状況を御報告し、それから、アクションプランのフォロー状況についても御説明をいたしますが、その後、次のアクションプランの改定に向けてどういった施策を盛り込んでいくべきか、こういった方向性についても事務局の今の考えを御説明して、御意見をいただければと思っております。

本日、本当にお忙しい中お時間をいただいて恐縮ですが、ぜひとも闊達な御意見をいただければありがたく存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○田村参事官 続いて、事務的な連絡でございますが、本日は計画部会の構成員12名中11名の委員・専門委員の皆様にご出席いただいております。推進委員会令に規定されておる定足数である過半数に達しておりますので、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

本部会に所属する委員・専門委員の皆様につきましては、参考資料1の名簿のとおりでございます。このたび新たに朝日委員、池田委員、宮川委員の3名の方に御就任いただいております。それぞれの皆様から一言ずつお願いできればと思っております。

では、朝日委員、よろしくお願いいたします。

○朝日委員 東京都立大学の朝日と申します。初めての参加となりますけれども、どうぞ

よろしくお願ひいたします。

○田村参事官 続きまして、池田委員、よろしくお願ひします。

○池田委員 みずほ銀行プロジェクトファイナンス営業部の池田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。当部には19年ほどおるのですけれども、比較的海外のビジネス主体で参っておりまして、いろいろとお世話になることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田村参事官 最後に、宮川委員、よろしくお願ひします。

○宮川委員 日本政策投資銀行の宮川と申します。皆様と比べてPFIの実務の経験は少ない点がございまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田村参事官 ありがとうございます。

今回の会議はウェブ会議システムを活用しまして、委員・専門委員の皆様と各省庁の傍聴者はオンラインで参加していただいております。傍聴されている方につきましては、カメラやマイクのボタンは押さないよう御注意願ひします。

なお、本日の資料の取扱いについてですが、議事規則の第5条に基づき、アクションプランの改定内容に直接関わる資料3につきましては非公表とさせていただきたいと思ひます。また、本日の議事録につきましては、アクションプラン改定後の公表とさせていただきたいと存じております。

それでは、以後の議事につきましては、山口部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○山口部会長 皆さん、おはようございます。

それでは、早速議事を進行させていただきます。まず、本日の議事に入りますが、資料の取扱いについては事務局から御説明があったとおりとさせていただきます。

まず、議事（1）及び議事（2）について、まとめて事務局から御説明をお願ひいたします。

○茨木企画官 PFI室の茨木でございます。駆け足になりますが、よろしくお願ひします。

まず、資料1でPPP/PFI事業の実施状況を御説明いたします。

2ページは事業規模の集計の令和3年度の速報値でございます。事業規模の総額といたしましては2.6兆円、この規模につきましては契約締結をした事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上げを計上しているものでございます。また、右上、歳出削減、歳入増加効果につきましては、約2100億円と試算をしております。また、運営権対価につきましては219億円となっております。

3ページはPFI事業の数の推移でございます。令和3年度の実績といたしまして、これは実施方針の公表を計上しておりますが58件、総数で932件となっております。

4ページはPFI事業の契約金額の推移ですが、令和3年度で4577億円になってございます。

5ページはPFI事業のうち運営公共施設等運営事業、いわゆるコンセッション事業の数

は令和3年度は5件ということです。合計46件となっております。

6ページにコンセッション事業の年度別の内訳を示しています。オレンジ色でマーキングしてあるのがアクションプランに重点分野と定めたものの分野でございます。多いのから空港16件、スポーツ施設5件、下水道3件という順番になってございます。

7ページはPFI事業における地域企業の参画状況の令和3年度のもので、地域企業が参画している事業として86%、また、代表企業となっているものが41%でございます。下の図に示しておりますとおり、金額の大きいものを含めて全般的に地域企業が参画している。また、中小規模になると代表企業として参画をしている事例も多いということで、地域企業のノウハウや経験がPFI事業にしっかり生かされていることが分かるかと思えます。こういったことをもう少しPRしていく必要があると考えてございます。

8ページは優先的検討規程の策定・運用状況ということでございまして、表にありますとおり、人口20万人以上の自治体、もしくは国ですと、かなり策定が進んでいる状況でございます。アクションプランに2つの目標を掲げておりまして、上の四角ですけれども、人口10万人以上20万人未満の公共団体で令和5年度までに全て作っていただくという目標がありますけれども、進捗状況として今は19.9%でございます。ただし、表の下の※に書いてありますとおり、令和4年度策定予定及び策定中のものも含めると、大体86%程度に達する見込みでございます。もう一つの目標といたしましては、令和6年度までに334団体で規程を運用していただくということですが、現時点では164団体という状況でございます。

9ページはPPP/PFI地域プラットフォームの設置状況を示しています。アクションプランでは令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図るという目標を立てております。現時点ではオレンジ色で示した都道府県内全域をカバーするプラットフォームとしては現在28府県で設置をされているという状況でございます。

最後に10ページ、11ページですけれども、新型コロナウイルス感染症に関する影響ということで、定期的に内閣府が調査をしております、全13省庁と公共団体に確認したところ、全部で90件、コロナの影響を受けて管理者と事業者が協議をしたという結果でございます。施設別では空港とか複合施設が多い傾向にございます。

11ページはどのような協議内容であったかということを示しておりますが、例えばサービス購入型、もしくは混合型等では、施設の休業や利用者のキャンセル等で生じた収益減の負担に対してどう対処するかという協議が多い。また、独立採算型では工事期間の延長についての協議の例が多いということでございました。このアンケート結果を踏まえまして、管理者及び事業者の参考となる事例については、さらに詳細にヒアリングをした上で、令和5年中に内閣府のホームページに公表する予定でございます。また、課題を整理した上で、PFI室として対応すべきものについて検討しているところでございます。

資料1の実施状況は以上でございます。

続きまして、資料2でアクションプランに定められた施策に関しての取組状況、フォロー

ーアップについて御説明をさせていただきます。

2 ページは現行のアクションプランの概要を示しております。この現行のアクションプランですが、取り組むべき施策というものが150項目ぐらい記載されています。一つ一つの施策に対してどういった進捗状況かというのは参考資料3と4に細かく書いてございます。3 ページ以降、全体の進捗状況を概括的に報告させていただきます。

3 ページは分野横断施策に関しての主要なものを書いてございます。ページの左側は現行アクションプランを策定した際のPFI推進会議の資料として、主な施策を書いています。これらに対しての進捗が右側に書いてございます。例えば緑文字で書いてありますのは、令和4年度に実施済みのものとして民間提案企業への加点制度の創設や、PFI法改正がでございます。また、青字で示しておりますのは、令和4年度中に実施進行中のものです。PFI推進委員会部会等で審議頂いているものとして、例えば民間提案であったり優先的検討規程の実効性向上取り組んでいるところでございます。また、赤文字で書いておりますのは、令和5年度の予算案に盛り込まれた事項等もでございます。全ての項目につきまして記載のとおり、各省庁で鋭意取り組んでいるところでございます。

4 ページはアクションプランの重点分野におけるコンセッション等の活用拡大に向けた取組状況でございます。各分野におきましてコンセッションの案件形成に向けた調査であったり、自治体支援、トップセールスを実施しておりますし、また、契約書やガイドライン、ひな形を作成し、公表したところでございます。

5 ページ、6 ページにつきましては、令和5年度予算案のうちアクションプランの施策を推進するための各分野、もしくは分野横断的な事業に関する項目をまとめたものでございます。いずれの分野におきましても、令和5年度予算案にPFI等の調査検討や実施に対する支援内容を拡充したところでございます。

7 ページ以降、現時点で成果が出ているものをかいつまんで説明させていただきます。

8 ページはPFI法改正ですが、これは冒頭お話をさせていただきましたので飛ばさせていただきます。

9 ページ、昨年10月に民間提案を実施した企業に対して、入札時に加点する実施要領を総理大臣決定として定めまして、各省庁、また、地方公共団体に運用してくださいということで通知をしたものでございます。実際の加点割合等は当然発注者が設定をすることになるのですが、この通知の中で例えばVFMが10%といった提案をした民間企業に対しては、総配点の5～10%加点をするといったことを例示してございます。これをより活用していただく、実効性を上げていくということで今取り組んでいることとしましては、自治体の民間提案受付窓口であったり、民間提案を受け付ける事業リストを内閣府で情報集約をして、近々公表するというのを予定してございます。

10 ページ、これは事業推進部会の審議を今いただいているところでございますが、優先的検討規程の策定の手引きを昨年9月に改定したものでございます。手続の簡略化であったり、より柔軟な対象事業の考え方、また、民間提案の促進等の観点で拡充を図っており

ます。さらにこの運用の実効性を上げるということで、今、審議をいただいているところでございます。

11ページはスタジアム・アリーナに関するもので、今後需要が拡大するというので、コンセッションのガイドラインを策定して公表しました。より使っていただきやすいように、入札、公募資料のひな形等もつけて広く周知を今図っているところでございます。

12ページ、内閣府として地方公共団体に対しまして、例えば地域プラットフォームの形成支援、優先的検討規程の検討支援を行っているというものでございます。また、補助金という形で導入可能性調査の支援等も15件実施をしているところでございます。

13ページ以降は現在検討している事項の紹介ですけれども、13ページの1ポツ、次回の計画部会、4月後半に予定をしておりますが、ここで審議をいただきたいものとしたしまして、PFI法改正に伴って各種のガイドラインの改正が必要になってございます。今、改正案を当室で検討しておりますので、次回の計画部会では御審議いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

14ページ、15ページは、今、事業推進部会で御審議いただいております優先的検討規程であったり、事後評価の実効性を上げていくというものでございます。

16ページは情報提供の充実ということでアクションプランにも定められております。これにつきましては下の表にありますとおり、PFIの事業の基礎データベース、全932件を公開すべく、今整理中でございます。また、PFI事業の多様な効果、VFMに限らず多様な効果の事例集を作成しております、来年度公表予定でございます。

最後になりますが、17ページ以降、制度改善要望につきましては、PFIに関係する各種団体に広く意見を募りまして、178件とかなり多くの御意見をいただいております。多いのが公募条件・プロセスに関する事、物価変動に関する事でございます。これにつきましては18ページに概要をまとめておりますけれども、ガイドラインの改正や、通知を発出する等、必要な手当てをしていくということを検討しているところでございます。詳細は参考資料2にまとめております。

以上で、アクションプランのフォローアップ、駆け足でございましたが、御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山口部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見・御質問等がございます方は挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次指名させていただきます。いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 資料1の新型コロナウイルス感染症に関する影響の調査と発信のほうなのですけれども、最近の具体の案件の動きの中で少し注意が要るなと思っているところを念のためにお伝えしようかなと思っています。というのも、実際にコロナで契約にすごく影響が出たのは割と初期のもので、実際に社会的影響が物すごく大きくて、事業にもかなり大きな影響が及んだという局面で事業期間を延長してほしいとか、コストの負担であったり

というところの協議が行われていたわけですが、割と状況の変化は早くて、今、まさにコロナもだんだん平常化しようとしている中で、我々も公共側の代理とかをやっていると、若干リスクの見え方の認識の差があるなと思っています。

過去の影響と同じレベル感で今もコロナは問題だという感じで語られがちになってしまうと、それは現状の実態から見ると過剰な反応になっているのではないかとこのところがあるので、過去の協議の結果を共有するところがすごく情報発信では大事だと思うのですが、これが現在又は将来の状況でコロナに関するリスク負担としても意味があるものかという、それはまた違うだろうと、実際のコロナの現状の影響を踏まえた形で正しくリスク分担することが大事ですということは誤解のないように、このデータを使って交渉してこられてしまうと、いや、それは全然違った時の話でしょうということになってしまうので、その辺のところでは誤解の生じないような発信の仕方は、少し気を使ったほうがいいのかと思っていますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋部会長代理 まず、しっかりPPP/PFIの推進に向けて、内閣府を中心にして御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

PPP/PFIの地域プラットフォームも設置されて、ものによっては随分期間のたつものがあると思うのですが、今後、規模の小さい案件を推進するに当たって、地域企業が代表企業としてしっかり参画するような仕方の仕組みも慣れていかないのだろうと思います。こうした地域プラットフォームの役割はさらに重要になってくると思う中で、内閣府さんの支援事業の中で様々サポートしていただいているということですので、こうした地域プラットフォームでのいい取組を拾い上げて、しっかり横展開するなり、あるいは地域プラットフォームの現況の動きをしっかりフォローしていくような姿も取っておくとよろしいのかなという感じがいたしています。ぜひ引き続き推進に向けて御尽力いただければと思っている次第です。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西委員 御説明ありがとうございます。

これまでも私は事後評価の必要性とか、PDCAの必要性をコメントしてきたのですが、PFI事業の基礎データのデータベースが今作られているということで大変期待しているところでございます。2点質問があります。

1点は、先ほどの大橋部会長代理のコメントにも強く関連するのですが、横展開については、これまでも議論でキーワードとして出ていますし、それぞれの省庁の活動の中で、いろいろな取組をされていると、参考資料にも記載があったのですが、全体的な反応とし



て、特に未経験の実施主体がどんな感じでリアクションをされているのか非常に興味があって、その辺の感触について、もし、何か全体的な印象があればお聞かせ願いたいです。

もう一つは、昨年度の推進に当たっての考え方の中で、新しい資本主義の中核になるという成長と配分の好循環実現という考え方が出てきたわけですが、今年度のPFI/PPPの実施状況というのが、この政策と関連してどのように評価されているのかというところについても、何か今のところ分かっていることがあればお聞かせいただければと思います。

以上です。

○山口部会長 では、3名の御意見・御質問等をいただきましたので、ここで事務局から御回答いただけるものがございましたら簡潔に御回答をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○茨木企画官 まず、コロナの影響の件ですけれども、おっしゃられるとおり、発信の仕方には気をつけていきたいと思っています。先ほど御紹介したアンケートは、令和3年9月以降の内容の調査ですので、その点も明確にした上で発信していく。コロナ前期のものではなくて後期の影響ということにもなるかと思っています。そういった発信の仕方については気をつけていきたいなと思っております。

また、地域プラットフォームはかなり取組が進んできておりますので、良い取組を横展開して、全体として活性化、底上げしていくことにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○佃企画官 PFI室で地プラを担当しております佃と申しますよろしくお願いたします。

全国展開が位置づけられておまして、少しずつですけれども、未設置のところにも働きかけを行っておるところでして、反応がよいところもありまして、来年度の支援事業に応募も幾つか来ておるところでございますし、まだ全部回れているわけではないのですけれども、これから順次取り組んでいこうかと思っておるところでございます。それを受けての反応ですけれども、いろいろな方がおられます。

以上です。

○茨木企画官 新しい資本主義の中で、PPP/PFIが官民連携の柱に位置づけられていて、どう評価されているかというのは、まだアクションプラン10年の中のスタートの半年というところで、なかなか定まった評価というのは出ていないのが実態かなと思っておりますけれども、官民連携の柱であるということは変わらずありますので、それに貢献できるように、引き続きこのアクションプランに基づいて取組を進めていければなと思っておるところでございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いたします。

○吉田委員 吉田でございます。御説明ありがとうございます。私からは2点です。

一つは、資料2の9ページにある民間提案の記載でございます。これからいろいろな地域の課題や新しい政策課題を解決していくために、民間提案を進めていくことが必要だと

と思いますが、今のところ加点をするということで、内閣総理大臣決定ということですが、現状として公共側で加点する配点が5%~10%とあります。その割合と民間が何%程度だった提案してもいいと思う水準に乖離があるのかといった点です。加えてインセンティブとして、加点割合だけがインセンティブなのか、ほかのインセンティブとして、民間提案をすること、それから、そこで議論をすることによって、何が民間にとってのインセンティブになるのか、そこら辺をもう少し広げて把握していく必要があるのではないかと思います。

もう1点としては、こちらの制度・運用改善要望受付の中で、物価変動の話が主な意見として18ページに出ています。それに絡んで、光熱水費がかなり高騰しているということもあって、光熱水費の物価変動に対してどのように対応していくのか、新しく事業を募集していく上でも、どのような指標でどのように改定していくのか、検討が必要だと思います。特にエネルギーマネジメント全体で進めていくと考えたときに、光熱費を入れた形での事業の推進が望ましいところで、ただし、リスクをどのように考えるかをもう少し検討していく必要があると思います。最近の動きとして御報告したいと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

私から1点、御意見をさせていただきたいと思います。先ほど大橋部会長代理からも地域プラットフォームについてお話がありまして、事務局からも御回答をいただいたところなのですが、資料2の12ページを見ていくと、地域プラットフォームの形成支援が横浜市だけということで、横浜市はもともとPPP/PFIを積極的にやっているところで、やはり地域プラットフォーム形成支援の主眼は、PPP/PFIの形成がなかなか進んでないところを支援するところにあるはずであって、実際に都道府県単位で、まだ形成されていないところをきちんと支援していくというところに力点を置いていただく必要がある。そういった観点からすると、実績が出ていないということで、その点について地域プラットフォームについての要は理解がなかなか進んでいないところが一つの要因なのではないかなと思いますので、この辺りの取組を進めていただきたいと思います。

では、事務局から回答をいただけるものがありましたら、簡潔に御回答をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○茨木企画官 民間提案につきまして、インセンティブの5~10%の例についてですが、基本的な考え方としては提案の効果、貢献に応じてインセンティブを与えるという基本の発想があります。VFMのの範囲内という基本的な考え方があるのですが、当然民間としては多いに越したことはないと思いますが、現在、ヒアリング等を通じて、加点水準に関する民間の意見、自治体の意見を把握して、実効性をどう持たせられるかというのを検討しているところでございます。

また、特に地元の課題とか、事情とか、ニーズをよく知っている地元企業の皆様に、この制度を活用していただいて、地域のための事業を起こしていただくということでも使っ

ていただければなと思っております。そういったことも一つのインセンティブになると思っておりますので、数値だけではないインセンティブ効果もしっかり念頭に置いて、この制度の運用を考えていければと思っております。

○松川補佐 総括担当の補佐をしております松川と申します。

吉田委員の物価変動の光熱費のところにつきましては、参考資料2の3ページ目に幾つか、物価変動についての主な意見を掲載してございますけれども、我々として受け付けた中で多かったのは、割と基準日に関する意見が多く、そちらについては今後何かしら対応を検討していく必要があるなど考えておるところでございます。併せて御指摘の光熱費についても、今、実際にいただいている意見をチェックしていたところ、例えばVFMの算定で光熱費の高騰をちゃんと踏まえてほしいだとか、そういった意見もございましたので、併せて今後の実態把握と、それを踏まえた検討の中で考慮していきたいと考えております。

以上です。

○山口部会長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員 結構です。

○山口部会長 それでは、ほかになれば、予定の時間となりましたので、質疑はここまでとさせていただきます。そのほかにも御意見や御質問のある方は事務局にメール等で御連絡いただければと思っております。よろしくお願いたします。

次に議事（3）について、事務局から御説明をお願いいたします

○茨木企画官 資料3でアクションプラン改定の方向性としまして、議論のたたき台ということで事務局案の説明をさせていただきます。

1 ページ、改定に当たっての基本的な考え方ですけれども、現行アクションプランは10年ぶりの改定ということで、今後、10年間で30兆という目標を掲げて、各種施策を位置づけて推進をしているところでございます。この基本的な考え方は維持しつつ、PFI推進委員会の審議や政府の施策動向等を踏まえまして、ここに記載されておりますように、主に4つの観点での拡充を図ってはどうかと考えています。

1 点目が、GXなど、PPP/PFI活用の新分野を引き続き開拓をしていくということ。

2 点目が、スタートアップなどが有する新技術・サービスをPFI事業へ積極的に導入していくということ。これによってPFIの長い運営期間においても運営を陳腐化させずに、継続的なアップデートを図っていきたいというものです。

3 点目が、地域企業が主役となる、地域社会・地域経済の貢献に焦点を当てたローカルPFIを推進するということ。

4 点目が、個別の施設や分野を横断的に捉えて、より上流側での地域全体の経営視点を持った、地域経営型官民連携を研究して推進したいというものでございます。

この4つの観点で2ページ、現行のアクションプラン中の記述を拡充してはどうかと考えてございます。

この4点について、3ページでそれぞれ具体的に御説明をいたします。

新たにアクションプランに記載することを検討している分野の例です。GXという切り口でハイブリッドダム、水力発電ということで、治水・利水ダムにおきまして水力発電設備の新增設に官民連携のスキームを用いるというものであったり、太陽光発電ということで公共施設におけるPPA事業であったりZEB化を官民連携で推進するであったり、グリーンインフラについて官民連携で社会実装を推進するというものでございます。

また、スモールコンセッションと名付けまして、空き家などの既存ストックを活用した官民連携事業を、より手間が少ない形でかつ迅速に実施する取組を進めてはどうかというものでございます。

また、自衛隊施設、例えば隊舎・宿舎・病院等へのPFIの導入であったり、港湾緑地において民間がカフェ等を運営して、その収益を緑地のリニューアル等に活用する取組であったり、河川版パークPFI（仮称）とありますが、規制緩和によりまして、民間による河川敷地の一体的な占用を可能として、民間投資を促進して地域活性化と河川管理の効率化を両立させる取組ですとか、公営駐車場の経営改善にPFIを活用するといったことですとか、漁港施設、あるいは水面を官民連携によって活用を促進していく。そのような分野について、アクションプランの記述を拡充していきたいと考えてございます。

次に、5 ページが2点目の新分野・サービスの導入促進ということで、PFI事業運営期間がかなり長期にわたりますので、その運営期間、管理運営方式を陳腐化させずに継続的にアップデートさせるという観点で、スタートアップなどの新技術・サービスを運営開始時、さらには期間中にも積極的に取り入れていくということを促進したいと考えています。

PFIの特徴として、SPCがサービス水準を守っている限りにおいては自らの判断で自由度が高く新技術を導入できるといった特徴・メリットがありますので、新技術の社会実装、またはスタートアップ育成といった観点でも有効ではないかと考えてございます。

このような取組を促進するためのスキームやインセンティブを検討・整理して横展開を図ることを考えています。

6 ページは事例ですが、左側の愛知県の有料道路コンセッションでは、SPCが課題を幅広く提示してベンチャー企業や大学等が技術提案をして実証試験を一定期間行って、成果が出た技術を実事業に適用するといった取組でございます。

また、右側の静岡空港のコンセッションでもベンチャー企業のAI顔認証技術を用いて人流調査をして、空港に降り立った人がどういった拠点回遊しているかといった分析をして、よりよい観光動線計画とか店舗展開といったものに活用しているという事例がございまして。こういったことを仕組みとして横展開できないかというものでございます。

次に7 ページ、ローカルPFIでございまして、地域社会・地域経済への貢献に焦点を当てたPFI、これを統一的なコンセプトの下で、より前面に出して推進していきたいというものでございます。ローカルPFIの定義のイメージとして、右側の赤の点線で囲んでいる部分ですが、3つのコアバリューということで、1点目が地域企業の参画、取引、雇用機会の拡大、2点目が地域産材・食材の活用、3点目が地域人材の育成、これらを必須要件としながら、

その周辺にある多様な効果、例えば健康増進、既存ストック活用、地域防災、コミュニティー形成、シビックプライドの醸成といったものの増進が期待できる事業をローカルPFIと称するというのを考えています。

このローカルPFIの推進によって、PFIは大企業のものであるといった認識もあるなか、地域の各主体が自らの地域を豊かで元気にする取組であるということを地域のステークホルダーの皆様にしっかり評価、御理解いただくことで、特に中小規模自治体等へのPFIのさらなる普及につなげていけるのではないかと考えております。

1点、地域企業の受注のみを志向するといった矮小化したコンセプトではないということとは、しっかり留意して伝えていくことが必要であるとも考えています。そのためには、内閣府といたしまして、PFI推進機構や、地銀、商工会議所と連携をしながら、地域プラットフォームの形成や運営、案件形成フェーズ、または入札フェーズ、その効果を普及するフェーズとか、宣伝するフェーズなど、一体的に進めていくための環境整備を実施していきたいと考えております。

8～10ページがローカルPFIとみなせるであろう事例をまとめたものでございまして、全ての事例で地域企業が代表企業となっておりますし、それだけではなくて、地域雇用の拡大、地域食材の活用、歴史的建物の保存・活用、または魅力ある交流拠点の整備、そのようないわゆるコアバリューを有する事業であるというものでございます。

最後に4点目、11ページで、地域経営型官民連携の推進ということで、個々の施設単位ではなく、地域全体としてインフラ、または公共サービスを最適化して提供していくといった視点で官民連携を進めていけないかというものでございます。そのために、まちづくりのより上流段階からの官民連携の仕組みが必要だと考えています。例えば包括連携協定を広く用いられていますけれども、こういった若干緩やかで自由度の高い連携を入り口としながら全体構想を練って、より具体的な事業展開に当たっては、例えばLABVですとか日本版シュタットベルケ、こういった仕組み、形態に発展させていくモデルが考えられるのではないかと。こういったものを地域に応じてカスタマイズして使っていただくための支援を考えていきたいです。例えば内閣府職員がリエゾンとして伴走型支援をして、先行事例をつくっていく。その過程で得られた知見を集約して手引き化するなどして横展開を図るなどを考えているところでございます。

以上、次のアクションプランの拡充項目の主な4項目を説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○山口部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について御意見・御質問等がございます方は挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次指名させていただきます。

なお、議事(3)につきましては、アクションプラン改定案の方針に係る内容ですので、ぜひ委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。

まず、途中退出されるということですので、大橋部会長代理から御意見がございました

ら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大橋部会長代理 ありがとうございます。

アクションプランの具体的な主要項目、1から4について、大枠として適切ではないかなと思っています。その上で、幾つか思うところをそれぞれの論点について申し上げます。

まず、新分野の開拓についてです。このGXマークがついているものは、今、2050年に向けてカーボンニュートラルとっている中においては、こうしたものをしっかり進めるのは重要だと思います。他方で、再エネという感じの表現が表に出すぎてしまっているような気もしないでもないかなと思っています。ある意味、断熱を含む省エネとか、需要側のいろいろな取組も実はGXに相当貢献し、なおかつ地域の活性化にもつながり得る手法があるのではないかなと思っています。

とりわけ再エネについて言うと、コーポレートPPAを進めるという形の文言があって、これは正しいと思いますが、他方で、FIT・FIPを使ったコーポレートPPAというのは存在していて、FIT・FIPを使ってしまうと国民負担が増えることになりかねないと思うので、コーポレートPPAの進め方については一つテイクノートしておく必要がある。FITとかFIPを使わない形での持続的な再エネの普及についてPFIを進めていくという形にさせていただいたほうが、見栄えというか中身としていいのかなという感じはします。

2つ目は新技術についてですが、新技術というのをあまりに狭く捉えてしまうと、間口が狭くなる懸念もあるかなと思っています。ある意味で新しい設備更新を必要とするようなインフラ分野も随分たくさんあって、そういうものにも使えるぐらいの間口の広さが持てるのかどうかという感じに思っています。

事例としては、何となく国交省に関係するものがありますけれども、ほかにも恐らく農業の水利設備みたいに地域に非常に裨益する、なおかつ、今、高齢化で随分お金が回っていない地域がありますので、農業とか畜産も含めて、そうしたものも視野に入り得るのかどうかと思っています。

③のローカルPFIも大変重要な話で、ぜひ調達というものを地域、企業の成長にしっかりつなげるという観点でも進めていただければと思います。他方で、これを表に出してしまうと、VFMの考え方が若干後ろに下がることもありますので、しっかりVFMも重要なのだということは同時に訴えていただければと思っています。

最後に4点目も重要な視点だと思っています。細かい点ですけれども、日本型シュタットベルケと呼ぶかどうかというのは若干気になっていまして、シュタットベルケ自体は随分前から言っていて、このビジネスモデルが成功したのかどうかという結果も随分地域によっては見えてしまっているところもあって、この仕組み自体は重要なので、必ずしもシュタットベルケと言う必要はないかなという感じの印象を持ちました。

以上です。ありがとうございました。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御意見について、事務局から御回答いただけるものがあれば、願いい

たします。

○茨木企画官 FIT・FIPを使わない形でのPPAとか、農業水利設備、また、畜産にも展開できないかというところにつきましては、担当省庁とも連携をして検討させていただければと思います。

また、ローカルPFIのところの打ち出し方として、当然おっしゃられるようにVFMが前提になるということも留意して発信が必要かなと感じました。

あと、日本版シュタットベルケの呼び方につきましては、エネルギー主体という印象がかなり強いと思うのですが、我々が考えているのはエネルギーに限らず、いろいろなコア事業があると考えていますので、呼び方も含めて考えさせていただければと思います。一般的なものとしてシュタットベルケと呼んでいるのですが、そこは引き続き検討させていただければと思っております。

以上です。

○山口部会長 大橋部会長代理、よろしいでしょうか。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西委員 先ほどの大橋部会長代理の質問とも関連するので続きでお伺いしたいです。

地域資源の活用とかいう形で地域経営型、こういうのは私も賛同するところなのですが、一方で、これは私の理解が古いということかもしれませんけれども、PFIというのはもともとあくまでも契約を基本としたガバナンス形態だと理解してしまっていて、ということは、契約ですからきちんと契約上の義務が契約の中で当然明記されるという前提、それをきちんと守ってくださということなのだと思うのです。

この方向性を見ると、いわゆる要求水準を非常に明記することが難しいようなタイプのプロジェクトに進んでいっているような気がしています。例えば新技術などでも、長期契約といってもきちんとその前提条件がなかなか契約初期で明記されないということですので、そういった契約期間中の細かなすり合わせみたいなのが必要になってきて、そうすると、コンフリクトをうまく処理するような官民の関係性が必要になってくるでしょう。

イギリスなどでは、情報技術系のプロジェクトは、そういう新技術の発展みたいなのがあるので、うまくPFIに乗ってこないなという評価を下されておりその辺がなかなか難しい方向に進んでいっているのですが、契約的なガバナンスではなくて官民が伴走しながら進んでいくようなタイプのプロジェクトを志向しているのかということ、この辺の理解が間違っていないかということが1点です。

もう一つが、それに関連して先ほどのVFMです。そうすると、単なるVFMというよりは、もっと広い意味での特定事業の選定の仕方が必要になってくると思うのです。そこで出てくる付加価値の部分なのですが、VFMのガイドラインの見直しも今後の検討のスコープに入っているということでしたので、その辺り、今後の改定の方針とか考え方について、もし、今お考えがあればお伺いできればと思います。

長くなってすみません。

○山口部会長 ありがとうございます。

では、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 今、お話を拝見して、例えば空港という観点からお話をさせていただきたいと思います。金額も大きかったし、非常に目立ったということで、それから、インバウンドの追い風も吹いて数を伸ばしてきた。ところが今、なかなか進まないで、今後またやろうとしているところも幾つかおつき合いをしているのですが、その中で、6ページに静岡空港の例がありました。もう一つ南紀白浜というのがありますが、ここも同じようなことをやっているのですけれども、そもそも空港がなかなか難しくなっているのは、設置管理が国で、推進は県がやるという、その違いがほかのPFIと違うところなのです。

だから、国が後押ししても県のほうが大きい意味で民間の動向が分かっていないから、例えばどういうことが起こっているかという、県がまずビジョンとか計画をつくる。そのときに目標値として過大な計画をつくるわけです。そうすると、補助金が要らない独立の形でできそうな形で出してくるわけです。そうすると、民間からすると補助金をもらえないから、かえってそんなところに手を出さないというような状況が今起こっていて、それが実は空港が進まない一つの理由かと思っています。

その中で、今、拝見していて思ったのは、空港を新規案件というよりもむしろ、静岡の例もそうですけれども、既存空港にどう入れるかという視点がいいかなと思っています。既存の空港は民間であれば、コンセッション型の空港であれば非常に柔軟ですし、官民連携の協定とかも結構取り組みやすい。もう一つは、混合型コンセッションを入れる前に、例えば今日お話になった資料3にあった④を先に導入しておいて、そして、コンセッションに至るような組み合わせができないか。

ただ、私は法的なことは全然存じ上げないので、アイデアで申し上げているのですけれども、そういうことを御検討していただくと、空港のほうに、地元のほうに理解が進むかなと思います。だから、組み合わせ技を御検討いただけないかということでございます。

それから、最後に1点質問なのですが、新しい分野で漁港がございましたけれども、漁港は、我々はイメージがなかなかつかみにくくて、最も厳しい分野ではないかという気はするので、もし、イメージがあれば教えていただきたい。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

では、一旦ここで事務局から御回答いただけるものがありましたら、御回答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

まず、PFIが契約を基本とするガバナンスだということに対し、より伴走型的なプロジェクトを志向していくのかどうかというご指摘については、我々は新しい気づきをいただいたかなと思いますので、引き続き整理が必要と感じております。

また、契約を基本とするということで、プロジェクトを組成するときに評価したものが



しっかり履行されているかということのモニタリングをどうやってしていくのかということも含めて、重要な観点かなと感じております。

○松川補佐 2点目の広い社会的価値とか付加価値を含めた意味でのガイドライン改正を今後予定しているのかという御質問につきましては、今のところ、次の4月にお諮りする予定のガイドライン改正では、VFMガイドラインにつきましては会計検査院の所見を踏まえた改正を主な内容としておりまして、今まさにおっしゃった付加価値とか多様な効果につきましては、冒頭、茨木のほうから説明を申し上げた多様な効果の事例集という形で今まとめておりまして、さらにその内容を踏まえて、今後、それと今あるVFMの中で割と定量的な、お金のところに寄ってしまっているフレームの中に、こういった観点から埋め込んでいくことが可能なのか考えていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○茨木企画官 空港のコンセッション等に関してもローカルPFIであったり、地域経営のそういった発想を取り入れていくことで、より進むのではないかという御示唆をいただきました。比較的地域密着の小さい事業を想定しておりましたけれども、そういったものでもないものにもこの考え方が適用できるということでアドバイスをいただけたと思っております。ありがとうございます。

また、漁港につきましては、本日、漁港漁場整備法の改正法律案が閣議決定されていて、例えば漁港施設等活用事業制度というもので、民間に行政財産である漁港施設の貸し付けをするとか、漁港水面施設占有権を設定して、設定する水面等の長期占有をする。そういったことで民間の知恵を使って、例えば水面を使った漁業体験とか、あとは渚泊とか水産食堂とか、そういった新しい形での漁港の活用を進めていくということで、法律改正が進められているという認識をしてございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、朝日委員、お願いいたします。

○朝日委員 御説明ありがとうございます。4点ほどあるのですが、①から④まで、どれも非常に期待できる楽しみな方向性だと思えました。

1番目が、スタートアップというところで少し思ったことがありまして、スタートアップの会社は、おっしゃられたように、地域のことに貢献されている企業がたくさんあると思うのですが、どういう傾向がスタートアップの企業の中であるかということが把握されていないように思います。民間企業が提供しているデータで少し見たことがあるのですが、B to Gとか行政という分野で活躍しているところ、あるいは環境とか交通というところで活躍しているスタートアップは比較的規模が大きくて多角化している、農業とかそういうところをやっているとかドローン系であったり、そういったどういったスタートアップ活躍可能かということに関するデータ整備のようなことも情報提供として取り組んでいく必要があるかなと思えました。

2番目が、日本版シュタットベルケという言葉が出ていまして、先ほど来お話が出てい

ますように、名前はともかく仕組みは非常に大事だと思います。例えば再エネでいうと市況が厳しくて新電力であったり自治体電力であったりが非常に苦戦しているかと思うのですが、そのときに必要なビジネスチャンスがない、できない部分がある。例えば公共団体の縦割りであったりとか公営企業原則などの面で、例えば県営の発電が電源として使えたら持続可能なのだけれども、そこがどうもうまくいかないとか、そういったことが出てきているかと思います。

再エネの事業に限らず、どうやってコストを減らしていくかということを考えてときに、広域で規模の経済を同じ業種で求めていくということと、そのバンドリングで範囲の経済を求めていくことがあると思うのですけれども、これからバンドリング、範囲の経済を求めていくことが非常に大事になってくると思っています。そういった意味で分野の壁を超えるような支援、先ほど伴走型とありましたけれども、そういった垣根を越えて支援をしていくような事例をつくっていくことが必要なのではないかなと思ったところです。

3点目は、ローカルPFIのことなのですが、これも非常にもいいかと思います。収益を出していくには地域の方々にそのサービスを選んでもらうことが必要になるので、効果を実感してもらうという取組は進められるかと思うのですけれども、効果を発信していくと同時に、地域の中で、そういった公益も含めて担っているのだというところのブランディングをしていくようなことが必要かなと思いました。

最後に、全体にまたがって評価に関することなのですが、先ほど脱炭素だとか、河川公園、防災、グリーンインフラもそうですけれども、そういった公益、公共の部分のメリットを民間の収益を使って再投資して出していくことが求められるときに、そういった好循環が生まれていますというプロセスを示すことが必要かなと思います。そういった意味では、先ほど来お話に出ていますようにVFMも大事ですけれども、だんだんVFMも頭打ちになっている業種もあるようなところでは、付加価値の部分に社会的価値を何らか示していった先ほどのブランディングにつなげていったりということが必要なのではないかなと思っています。

もう一つは、効果もそうなのですが、前の議題で物価変動の話も出ていまして、企業にとっては効果があるからやりたいと思っても、リスク、あるいは事業環境、コロナの話もありましたし、物価変動のお話もありまして、これから供給制約が高まっていったスライド条項もありますけれども、そういったリスクの部分、あるいは社会的価値に対してどういった課題があるのかというものです。そういった面の情報提供も評価の観点に入れてもいいかなと思った次第です。

長くなりましてすみません。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 資料3のアクションプランの今後のところ、いずれも非常に面白いなと思いつながりながら聞いておりました。そこで気になる点を申し上げたいと思います。

大西委員から御指摘があったし、私もそう感じたのですけれども、もっとより高度なソリューションとか、そういうものをバリューとして求めていくという方向性が出てきて、それ自体は恐らく社会的ニーズであったり考えた場合に、より安くといったお金をどうにかするというよりは、もうちょっと違ったソリューションを高度に提供することを官民連携を通じて実現していこうという観点は非常にいいなと思いつつ、他方で、いろいろな整理が要るなど、論点があるなと思っております。

恐らく②の新技术・サービス導入促進というの、典型的なPFIは事業契約がまずあってという世界からいきなりスタートするというのは実はあまり考えにくくて、恐らくは、まず、④の形態を取ってから②のほうに行くような流れになるほうが自然なのかなという気がしています。その場合に④のところで、一緒に組む民間企業というのは一体どうやって選ぶのだろうという点について制度的な整理がいるかと思えます。その際の選定方法が、提案を競争して評価してというレベルの話ではない気がしていて、本当に一緒に組んでやろうということだとすると、提案させて採点して選ぶというよりは、もうちょっと深い形で、本当に特定の企業とのいろいろなおつき合いの中でこことやっていこうという機運が高まるみたいな感じで多分包括連携協定などは出てくると思うので、そういう形で選ばれていくのだろうなど。

そうなったからには、その企業は包括連携協定を結んだら事業化を期待してやるわけですので、個別の発注、契約行為というのがどこかしらの段階で出てくるのだろうと。そうなったときに、公共調達規制との関係で、包括連携協定を結んでいる企業だから契約が取れるというところは、恐らく示してあげないと皆さん興味を持たないので、それを示してあげつつ、ただ、本当にそれでいいのかという、そうすると全部随契かというところなどが、今度は地方自治体側からの財政的ガバナンスというところで論点として出てきてしまうだろうと思っております。

そのこのところで、一体どういう形であれば、包括連携協定的なものを結んだ企業が割とその自治体の仕事が取れます、あるいはその自治体の別の課に同種のソリューションを提供するときにも、包括連携協定的なものを結んだ企業がある程度取ることができるといふようなところの絵をどう民間企業に見せられるかというところで、やる気が起こる、起こらないというところはすごく変わってくるのではないかなと思っております。

そこで公共調達規制との関係で、後になってほかの人から問題の指摘を受けて、やはり事業化の段階からは公募ですと、いきなり自治体さんから言われてしまったりすると、すごいがっかりされて、話を聞いてもらったけれども、具体化しなかったというので終わってしまいかねないので、具体的な事業化の契約締結まで、実際の事業としてたどり着ける。後から公共調達規制があるから公募でないといけませんということが起こらないように、論点整理をしてあげるのはすごく重要なのではないかなと思っております

これと全く同じようなお話として、今、私はいただいた資料の包括官民連携事業の推進事例とかを見ているのですけれども、そんなに大きい自治体ではないところからスタート

するのかなと思うと、近隣自治体への横展開をいかにスムーズにして、面的な規模の期待値を高めてあげられるかというところも、これまた民間企業が手を挙げて一緒にやるぞという雰囲気になるための重要なキーではないかと思っております。

そうすると、これもまた同じ話でありまして、近隣自治体さんが同じサービスを提供してもらおうと、面的にいけばより効果も上がるし効率もよくなるというところでやりたいのだけれども、またここでほかの自治体さんが、いやいや、それは改めて公募手続になりますとなってしまうと、なかなかそれも進まないだろうなというところがあって、せっかく組んだからにはバリューを最大限生かすというところで、より柔軟なやり方ができるような環境を整えてあげることはすごく重要ではないかなと思っておりますので、その点は意識していただく必要があるかなと思っております。

あと、②の新技术・サービス導入の促進の絡みで1点だけ御留意いただきたいなと思っているのは知的財産権の保護でありまして、過去、PFIをやっているときに、民間側から実際の運営期間中に提案した新しいシステムとかを使ってやろうかなという議論が出てきたときに、事業契約を見ると、事業契約が終わった後もずっと公共団体が無償で使えると書いてあって、それはさすがに勘弁してくれという議論が起こったことがありました。

事業期間中であれば対価があるので、まだ対価の見直しとかで、その中で一応必要なライセンス料的なものは支払われることになるのですが、事業が終わった後も無償で使い続けられてしまうとなると、さすがにそれはスタートアップ側からすると、ずっと無償なのですかというところを非常に気にされるところがあるのです。でも、一旦入れた技術に本当に有用性があればずっと使うと思いますから、その辺の知的財産権の価値をどうやってちゃんと守ってあげるかというところについては注意をしながら、この仕組みを打ち出していかれるといいのではないかなと思っております。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から御回答いただけるものがありましたらお願いいたします。

○茨木企画官 スタートアップを活用していく仕組みをつくるということもそうなのですが、おっしゃっていただいたように、スタートアップ側がどんな開発をしているのかといった情報についても我々も積極的に収集して、どういった形でPPP/PFIをフィットさせていけるのかということも研究が必要だなと感じました。

また、VFMプラスそれ以外の多様な付加価値ということを評価して、横展開、広く伝えていくことの重要性も認識をしたところでございます。

また、包括連携協定等、より高度なソリューションを提供するような、ものを進めていくに当たっての留意事項ということでお話をいただきました。我々もそこは結構大きな課題だなと認識はしてしまっていて、包括連携協定は公共調達のようなぎちぎちしたプロセスで選ばれるのでなく、志を持った人たちがまずやろうという結構緩やかな形でスタートする。その枠組みのまま公共調達につなげるというのは非常に厳しいと思っております、それを

入り口として、具体的なプロジェクトなりをやっていくに当たっては、透明性・公平性のあるプロセスで新しい形の連携に発展させていくという形なのかなと思っています。そこについては事例等をしっかり見て論点整理をしていければかなと思っていますので、引き続き御助言をいただければと思っています。

また、知的財産の保護については、スタートアップ技術等についても仕組みを考えていく上では、一番重要な点ということで認識をして進めていければと思っています。ありがとうございます。

○山口部会長 それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波委員 私からもそれぞれについてコメントさせていただきたいのですが、それぞれについてコメントをする前に、今回、1、2、3、4という形で論点を並べていただいたのですが、先ほどの高橋委員からの御意見もあったのですけれども、地域経営というのを一番前に持ってくるほうが自然なのではという気がしています。特にローカルと地域経営というのが、ローカルありきよりも、まず地域経営ありきで、そこでローカルをどう使っていくかという議論のほうが自然だと思うので、順番をもう少し考えていただけたらいいのかなというのが、まず、個別の話をする前に感じたところでした。もちろんそこはいろいろ整理をされた上なのかもしれないですが、ちょっと御検討いただければと思います。

それぞれ少しお話をしたいと思っています。まず、最初の新分野に関して、GX等を強く押し出しているというのはすごくいいなと思いつつ、例えば先ほども少しお話がほかの方からもありましたけれども、単なる新エネとか再エネとかだけではなくて、施設を減らしていくとか、規模を小さくしていくとか、容量を減らしていくとかというのもカーボンニュートラルに向けては必要な対策であったりするかもしれないので、公共施設マネジメントでそういうことをPPPでやっていくというようなものも、単なるエネルギー事業だけではなくて、全体としての最適化を図っていくというような文脈で取り上げていただけるといいかなと思いました。

あと、港湾のパークPFI的な事業というのは新しいものとして期待をしているところなのですが、収益を使って緑地の再生というような事例が挙げられているのですが、全国的に見たときに、港湾は集客するには交通安全を確保するとか、アクセスを確保するみたいなのが歩行者にとって重要であったりするかもしれないので、そういったところが必要になるというのを少し感じさせるようなものとかも入るといいのかなと個人的には思います。

(音声途絶) 導入に関してのところなのですが、私が幾つか関わった案件で、新技術を途中で導入する場合には請負金額、あるいはサービス対価を見直せるようにするというのを契約に盛り込んだ案件があります。ここで今事例として挙げさせていただいているのは、コストが削減できるからそれをインセンティブとしてというのが前提になっているのですが、導入するのに費用がかかるのが当然だと思いますし、それを現状の契約金額の中だけでやろうと思うと、新しいことに踏み出せないことにもなりかねないと思うので、

ぜひそこについては契約金額を見直せる（音声途絶）見直すことを前提とするのだよというのを打ち出していただけるといいなと思いました。

これはローカルと地域経営型というところを若干まとめた話になるかもしれないのですが、特に地域経営型というところで、先ほど高橋委員からも出ていた包括連携協定をどのように使うイメージを持っていくのかというのはすごく難しいなと思いながら聞いていました。個人的にはスコットランドとかウェールズでやられているモデルが恐らく参考になるのかなと思っています。

イギリスだと戦略的合意という長期的な合意を結んで、その中で後から出てくる事業とかも一緒に解決策を考えていくという合意形態を取っているようなのがあって、ただ、PPPとしてやられているものでは、戦略的合意の中で一定程度の事業規模を最初に確約してあげるといえるのか、10年ぐらいいはこれぐらいいの事業規模を発注先としてあなたに事業を発注しますというのがあるが、だけれども、それより評判がよかったら20年間の契約の中でいろいろなことをやっていきましょう、もしそれがよくなかったら、途中であなたたちの権利はなくなりますというようなことを考えていたりするのです。

一つはそういう形でちゃんと公募をして相手を選んで、だけれども、そこに限らずに、前回のPFI法の改正の中でコンセッションの事業規模の追加とかを足せますという法改正がなされて、そのときの御説明で、普通のPFI事業の場合は特に法改正がなくても特定事業の追加とかを後からできますという御説明を受けましたが、恐らくそれを知っている地方公共団体はほぼいないと思います。皆さん特定事業で1回選定したらそれを後から変えていくことはできないと思っています、だから、最初から変な事業をいっぱい盛り込んで結局うまくいかないとか、あるいは個別の事業をやってくことになると思うので、そういうところも含めて、もう少し丁寧に御説明していただけるといいのかなと思いました。

特に地域経営ということ考えたときに、個別の事業とか個別の自治体という単位で考えるのは、あまり健全ではないと思っています、もう広域連携ありき、場合によっては都道府県の東部、中部、西部とか、大きな括りありきでそういったスキームをつくっていく。先ほど話をしたスコットランドの場合だと、スコットランドを5つに分割して、そういう組織をつくるというような形を取ってたりします。なので、広域連携ありきで、その上で公共施設マネジメントとかをみんなで一緒に考えていくような形があって、その中で、大手企業が入ってきたら大手企業は発注者支援であったり、PPPの面倒くさいところを全部やってくれて、工事はちゃんと地元で落としますとか、そういう形のスキームをちゃんとやっていけるといいのかなと思います。

実際に、スコットランドとかだと、そういう形で、工事は（音声途絶）宣伝もしなければいけないというのは事業者が負っているの、事業者に対して研修であったり人材育成みたいなこともやって、実際に工事に参加してもらおうというようなことが行える。そうやっていくと、広域で長期の契約の中で民間の人と一緒に地域を運営していくようなスキ

ームが出来上がっていくのではないのかなと思います。

そうすると、ローカルな企業が参加しているか、していないかとか、ローカルが代表を取っているかどうかということよりも、みんなで地域経営をしていこうよという方向になっていくのではないのかなと思うのです。スコットランドの事例等については、こちらからも情報提供させていただくことができますので、検討していただければと思います。

長くなりましたが以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 今回、具体的な事業のイメージをしっかりとこの中で示していただいたと思います。去年アクションプラン改定の際に、方向性が示されたのですが、具体的にどんな事業なのかがイメージし難かったところで、今年はこういった新分野の開拓などを示していただいたのが非常に良かったと思うし、これからどういう方向に進んでいくのかがよく見えるようになったのではないかと思います。

その中で気になったことは、一つは先ほど高橋委員、難波委員からもお話がありました、最後の④の地域経営の話の中で、包括連携協定の話です。包括連携協定が一番川上になると思うので、そこから事業が発展していろいろなアイデアが出てくるのが一番いいと思いますが、実際に事業化したときにどうやって契約を結んでいくのか。通常ですと事業の内容で審査をして、事業の内容が良かったものを選定することになります。内容よりも事業者に着目して選定をするような仕組みができないか、そういう方法を考えていくことも必要なかと思いました。

それから、2番目の新技術のサービス導入促進です。今、ここに出ているのは割と大きなお話のことが出ていますが、これまでのPPP/PFIの中でも、実際に新技術導入がなされてきて、それで前に進んできた部分があると思います。例えば図書館で自動化書庫を入れたりなど。それらは、最初に入れるべきかどうかと悩んでいたわけですが、PPP/PFI事業ということにより、民間側も新しい技術を入れていくことでPRにも当然なるし、横展開を図っていく意味でもメリットがあるわけで、過去にも行われてきたのが実態だと思うのです。

そのときに、長期間なので途中で陳腐化するリスクであったり、当然更新リスク、そのときには当然技術も変わっていたりということがあるので、そういったリスクを契約の中でどのように柔軟性を持たせて入れていくのかが必要になる。民間さんとお話しを聞くと、例えば5年で見直しの機会を持って、かつ、契約金額が少し増加するような形での交渉ができる契約の枠組みにしないと、新技術を入れていくときに民間でリスクを取りきれない部分があるのではないかと思います。そういったことも含めて少し整理をしていくことが必要ではないかと思います。

3番目のローカルPFIの推進ですが、これはすごく重要な話だと思いますし、これを見てすごくいい仕組みだと思いました。事業者選定の入札契約の絵の中に、入札時の参加資格要件とありますが、どのような要件を付すのか、お考えを聞かせていただきたいと思いま

した。

それから、これは小さな自治体だけではなくて、例えば大都市圏にあるような自治体であったとしても、こういったものを進めてほしい。むしろ、大都市圏はPPP/PFIの案件組成がある程度しやすい状況にあると考えれば、ローカルPFIも行って横展開していくのは意味があることだと思っております。そうしたときに、多分、参加資格要件はWTOの関係で引っかかったりということがあると思っております。そうした場合に、ほかにどういったことをお考えになられているのか聞かせていただきたいと思います。

それと、ローカルPFIを進めていくと、先ほどVFMの話がありましたけれども、単に今までのVFMの枠の中で考えるのではなくて、地域経済の価値の向上みたいなことを考えて、これを導入するときの指標の一つとして考えていく必要があると思っております。地域経済の価値向上の中身がどういうもので、どういう指標でそれを測っていくのか、そこら辺もデータも含めて整備をしていくことが、今後、進めていく上では必要になるかと思っております。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから御回答いただけるものがありましたらお願いいたします。

○茨木企画官 多岐にわたる御示唆をありがとうございます。いただいた御意見については基本的に全て検討させていただければと思っております。

ポイントとしては、まずは地域経営ありきだろうと、そういったものを前提として、それを打ち出してから個別具体的話に行くべきだということについても考えたいと思っております。

また、包括連携協定をどう使っていくのかということについても論点整理が必要だと考えます。

また、契約にどのように柔軟性を持たせられるのかということですが、契約金額が新技術を導入するに当たって、金額が上側に行くような可能性も含めての柔軟性だと思っておりますけれども、それも論点整理が必要かなということで認識いたしました。スコットランドの事例等、そういったのも勉強させていただきながら、そういった在り方、広域連携の在り方も含めて検討を進めていければなと思っております。

雑駁ではあるのですが、補足をお願いします。

○松川補佐 吉田委員のおっしゃった入札参加資格要件、ローカルPFIの観点でどういったものをお考えなのかという点については、特に新しいものを何か生み出そうという話ではなく、これまでも実際に各事業でやられているような、例えば入札参加資格要件において、市内・町内の企業に一定金額以上の業務を発注することですとか、一方で、総合評価の中の基準で言えば、市内企業が構成企業である場合に加点するですとか、あと、最後におっしゃっていただいた地域経済への貢献について具体的に内容がある場合に加点していくですとか、こういったことが今まで我々のガイドラインの中には一切書いてなかったので、こういった事例もあるのですということをお示ししたいと考えております。

あと、難波委員の包括連携ですとか戦略的合意の御説明の中で、先般の法改正について



触れてくださったところについて、ちょっと誤解のないように補足をさせていただきますと、特定事業を新しく追加、従来型のPFI事業であればできるといったことではなくて、一般の法改正は、運営権事業に関しては実施方針に縛られて運営権設定をしているところがあって、実施方針の中で、維持管理工事ができますと、増改築もできますと、契約でもそう定めているのだけれども、施設の規模の配置で一定の上限を書きつけていると、それを越えた運営権が伸びないとか、運営権が伸縮しないということがございましたので、この規模の配置に限って変えられるようにいたしました。

一方、既存のPFI事業に関しては、実施方針に基づいて結ばれた契約というのが主な、運営権設定というのはかまわないものですから、その契約の中でしっかりと、どういった場合に直にできるとか、こういった新技術を入れられるとか、そういったものが書いてあれば問題ないという意味で、後から特定事業を選定した内容をはるかに超えて何かを足していくということではないということだけ申し添えさせていただければと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、池田委員、お願いいたします。

○池田委員 大きく2つで、GXのエネルギー分野の話とローカルPFIの話についてです。

お恥ずかしながら今日初めての参加でございまして、これまでの前後の文脈とか、本会議体の全体における位置づけとかを分かっていないところも随分ありますので、若干筋違いのことを申し上げたら申し訳ございません。質問とか意見とか微妙なところでございます。まず、全体の流れとして非常に興味深い、すばらしいお話だなということは底流に流れている上でございます。

1つ目のGXのエネルギーのところは、早い段階で大橋さんがおっしゃられましたFIT・FIP制度の積極的な導入は、実は国民負担の増加につながるのでは、書き方を消すか変えるべきという御趣旨の発言があられたかと思えます。それ自体、おっしゃるとおりだと思います。ところなのですが、実務を担っている側として、せつかくのこういう場ですので、大きな絵として、日本国として何をどう成し遂げたいのか、その中で、例えばPPP/PFIであったり、FIT・FIPをどう使いたいのかと、フレームワークをどう使いたいのかという点は重要なかなと、お話をお聞きして感じました。

少しサイドに逸れますけれども、今は我々が直面する世界観として、今までエネルギー源というのはLNGや液化天然ガス、石油、一昔前は石炭、まだ使われていますが、こういうものから電力を作っていた生活から、恐らく向こう10年から30年のスパンで水素、アンモニアに変わるという、これが不可避の中で再生エネルギー由来のグリーン水素というのは、御存じのように日本は風況もよくない、日射量もよくないという意味で、国別の世界的な位置づけの中でいうと地勢的に圧倒的に不利な状況にいる。生産コストというのは他国に比べて高い中で、エネルギー転換の中でことをしくじると、産業競争力とか一人一人の生活基盤に非常に大きな悪影響が出ると個人として認識しております。水素製造と電力

生産のコストというのですか。

その中で、国としてどこを補助して、どこを補助しないのか。今、足下を見てみますと、欧州で数年前から動いているリパワーEUもそうですし、米国の税制支援などで、この分野というのは、かなり早い勢いで、2030年を待たずに進んでいる中で行政対応していかなくては行けない。エネルギーだからうちではないですという分野ではないところにおいて、こういった話が議論できる意義の高い会議だと思ったところもありまして、るる述べさせていただきます。

2点目のローカルPFIも非常に面白いお話だと思います。他方、これをPPP/PFIという昔からフレームワーク、金融としても関わってきてもらっていますが、特にこれを広く進めてきた英国の苦労については、今一度、そういう先人の苦労をうまく取り込むべきなのだろうなど、VFMという用語に象徴されるものですが、結局、公共の官の調達から民活に行く中で、どうコスト負担を避けられているのか。これがスタートだったと思うのですが、社会全体としてのコスト低減を恒常的・永続的に維持するためには、結局公的機関の側にも、それなりの見識と知見とベースが求められ、そうでないと、どこかでいい加減な金額でやっていくことになる。

そういう意味で英国の例でいけば、そもそも地方の公的分野と民間セクターとのリスクテイク、コスト負担の見直しにおけるPFIからPF2みたいな10年前の議論とともに、政府側でどれだけのリソースを持ってなくては行けないのかということは、非常に大事な事かなと、これが散逸していると、社会全体とすると非効率、全体最適とほど遠いことになってしまうので、そこら辺について、こういう形で挙げていただけるというのは大事な事かなと思ったところです。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員 まず、全般的な打ち出し方というところで、資料の2ページの赤字で記載していただいているPPP/PFIは単なるコストカットの手法ではなくというところ、これは本当に強調していただきたいところだと思っておりまして、地域経済の活性化もそうですし、あとは効率的・効果的な社会資本の整備であるということも強調していただくことで、ますます民間の事業者さん、社会課題の解決に自らの会社が貢献しているということを打ち出す方向になっていますので、そうしたところのインセンティブが働くように強調していただくのはいいなと思っております。

あと、打ち出し方の一つとして、今回御審議の対象になっている新しい施策というところはもちろん重要だと思っておりますけれども、一方で、今年度大きく改定された令和4年版から継続となっている重点分野に関しても、しっかりモニタリングをしていくし、推進をしていくということも明記していただいたほうが、案件をより推進して数もきちんと出していくということに関して言うと、効果的なのではないかと思っております。そちらが1

点です。

あと、今回の新しい中の②の新技术・サービスの導入促進というところに関しまして、スタートアップを導入した上での契約の在り方というところについて、既に何人かの委員の先生からもコメントがありましたけれども、どのスタートアップを選ぶのかというところは民間の事業者の責任に委ねられているとはいえ、公共サービスを提供することで、相応のレベルでの技術は確立されたスタートアップだと思いつつも、多少実証実験等的な面も含むというところを考えると、契約の在り方については、きちんと成果が担保されるような在り方が望ましいのかなと思っておりまして、例えばペイフォーアクセスのような成果に連動した形での契約の委託の方式を検討することも考えられるかなと思いました。

最後に1点ですけれども、ローカルPFIの推進に関しまして、地域プラットフォームの充実というところを掲げていただいて、ここは自治体の方からも地域でのPFIを担ってくださる企業がなかなか見当たらないというようなお声もあるようで、こうしたプラットフォームのほうで官民双方の情報連携していただく必要性が高まっていると思いますので、こうした支援は続けていただきたいと思っております。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

中村委員、何か御意見がございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○中村委員 ありがとうございます。いずれの論点も、社会からの要請にそった大事なテーマであり、期待をしております。

1つ目のGXについて、ほかの委員の方からもありましたけれども、GXは範囲が広く、例えば供給サイドに加えて需要サイドから見るとどうなのか、また、再エネだけでなく省エネなど、いろいろな視点や取組みがあると思うのですけれども、そのような中で、新分野の開拓の中でこの3つを選択された理由、背景が何なのかというのは気になりました。

もう1点、ローカルPFIについても2030年、その先の2050年に向けて、各地域が各々の地域での脱炭素化を目指す中で、その地域の資源と資本を活用した事業はGXの観点からも大事な取組だと思えますし、それが派生して地方創生につながることも期待できますので、このような取組には期待したいと思えます。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から御回答をいただけるものがありましたらお願いいたします。

○茨木企画官 まず、GXにつきましては、政府全体のGXの取組方針という中で、このアクションプランの中では、PPP/PFIが手段としてどのように活用できるのかという観点で記載をしたいと思っておりますので、そこは政府全体の方針等も関係省庁とも調整をして、このPPP/PFIという切り口でどのように記載できるか、推進できるかというのを検討させていただければと思っております。

GXの観点、この3つがどのように選ばれたのかということなのですが、官民連携

手法がうまく使える分野であろうということで今回はピックアップをしていますけれども、これに限らず採用できるものは取り入れていくという方針ではおります。

また、重点分野についても引き続きしっかり推進していくべきということを経営を強調すべきだということに関しましても、アクションプランの中に、案件形成については上積みを視野にしっかり取り組むという記述がもうありますので、それも踏まえて、これについてはしっかり進めていくということを経営を改めて強調できればと思っております。

それ以外のことにつきましても、御意見をいただいた点については、しっかり検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

委員の皆様方から一通り御意見をいただきまして、あと、私から意見を述べさせていただきたいと思っております。

今回御提示いただいた基本的な方向性についてはよろしいのではないかなと思っておりますけれども、これまでも各委員の方々から御懸念事項であるとか課題を御指摘いただいたところがありますので、その辺りを精査していただきたいと思っております。

私から1点、ちょっと気になるのはローカルPFIで、まず、ローカルPFIで①から③というのがあります。これは基本的に自治体の案件で、これまでも私は事業者選定を幾つもやっているのですが、基本的には選定基準に反映されているものなのです。そうした場合には、何をもちローカルPFIとするのかということになります。

一つの考え方として、ここにあるのは多分これを想定していると思うのですが、公募段階で一定の要件を充足していればローカルPFIとして示す考え方です。もう一つは、実際に次のページから具体的な事例を御提示いただいているのですが、選定されて事業が実施される段階で、採択された事業が非常に地域貢献に資する内容であるということで、ローカルPFIとして認定する。この2つの考え方があると思うのです。

あまり公募段階で一定の要件を充足していればローカルPFIだということになってしまうと、特に気がかりなのが、吉田委員も少し指摘されていたのですが、参加資格要件のところをいじってしまった場合に、形だけ代表企業を地元企業にして、実際、裏では大企業が本登録しているという形を取ってしまったとか、あるいは技術力に乏しい地域企業であるとか、マネジメント能力に乏しい地域企業が代表企業となって、その結果、事業に非常に問題が発生するということがあっては意味がありません。

もし、公募段階で一定の要件を充足していればローカルPFIだということでお考えになるのであれば、事業の規模であるとか事業の種類とか特性、そういったものをある程度絞り込んで徐々にやっていかないと、何でもかんでもローカルPFIだという話になると、地域企業がノウハウをほとんど持っていないところも、形だけでもローカルPFIにしなくてはいけないみたいな話になってしまうと本末転倒ですので、その辺りを少し慎重に考えていただく必要があるのではないかと考えています。

私からは以上です。

そうしますと、おおむね時間ですけれども、これだけは言っておきたいというのが、もしございましたら伺いたいと思います。委員の方々、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様から一通り御意見を賜りましたので、質疑応答はここまでにさせていただければと思います。

それでは、本日の議事は以上といたします。

事務局にお返しいたします。

○田村参事官 委員の皆様、本日はありがとうございました。

数々の貴重な御意見・御指摘をいただきましたので、本日の議論を踏まえて引き続き我々のほうでも検討を進めてまいりたいと思います。

今後のスケジュールとしましては、4月以降にアクションプランの改定版の案について御審議をいただく予定としております。日程調整については後日させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお関係省庁の皆様を含め、アクションプランに係る資料など、本日の議事につきましてはアクションプランの決定まで対外的に非公表としておりますので、情報管理については留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で閉会とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。